

保育所を利用できる基準

保育所は、保護者が働いていたり、病気にかかっているなど、日中に家庭で保育ができない状態にある乳幼児を、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。

このため、保育所を利用するためには保育を必要とする事由が必要です。

『集団生活を経験させたい』『幼児教育の場として利用したい』『下の子に手がかかる』『遊ぶ場所がない』等の理由は利用対象となりません。

■ 保育を必要とする事由

事由		入所期間
就労	月48時間以上働いている (会社勤務、パートタイム、在宅勤務、自営業等)	就学前まで (就労期間中)
妊娠、出産	妊娠中または出産後の休養が必要である	出産前60日、 出産後100日
疾病、障がい	保護者が、病気やケガまたは心身に障がいがあるため、入院、 通院が必要である 自宅療養中で保育が困難と診断されている	療養を必要としな くなるまで
介護・看護	親族に、病気やケガまたは心身に障がいのある人がいるた め、児童の保護者が常に介護や看護にあたっている	介護、看護期間
災害復旧	震災、火災、風水害等で、災害の復旧に関する作業に当たっ ている	災害復旧まで
就学	保護者が学校(職業訓練所等における職業訓練を含む)に通 学している	学校に通っている 期間
虐待、DV	虐待や配偶者からDVの恐れがあり、児童の安全のために適 切な保育が必要である	必要な期間
求職活動	保護者が就労に向けて求職活動行っている	3ヶ月以内